

## 佐世保市地域公共交通活性化協議会財務規程

平成26年8月28日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、平成26年8月28日付け制定の佐世保市地域公共交通活性化協議会規約第12条に基づき、佐世保市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 協議会の予算は、主に国からの補助金である地域公共交通確保維持改善事業費補助金の他、必要に応じて、佐世保市及び交通事業者等の地域の負担をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、様式1の書式で毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、様式2によりこれを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

(出納及び現金等の保管)

第4条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第5条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

(収入及び支出の手続)

第6条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、様式3「歳入調定伺」及び様式4「支出負担行為書」「支出命令書」により行うものとする。なお、様式4の書式により予算整理簿を兼ねるものとする。

2 協議会の出納員は、前号に掲げるもののほか、必要な簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(決算等)

第7条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、様式5により協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、佐世保市公共交通活性化協議会規約第15条の規定に定められた監査委員の監査を受け、その結果を添えなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年8月28日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのはこの限りではない。